



知って得する! リフォーム関連情報

リフォームに興味があるけれど何から始めたらいいかわからない方
まずは、リフォームの目的やどんなリフォームがしたいかを考えましょう!

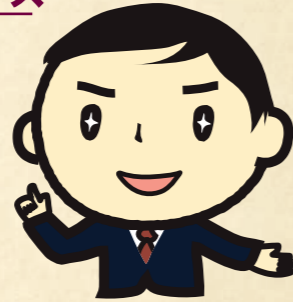
主なリフォームの目的

1. 建物や設備の老朽化に伴うメンテナンス

(例) キッチンやお風呂など水回りの設備の更新
雨漏りや外壁のひび割れの修繕 等

2. ライフスタイルの変化への対応

(例) こどもが成長したから間取りを変更
手すりの取り付けなどのバリアフリー改修 等



家族でもよく
話し合しましょう!
マイスター登録団体も
相談に応じますよ。

リフォームの機会にあわせて、地震に強い住宅を作る**耐震診断・改修**、断熱改修や
太陽光発電設備の設置などの**エコ・省エネリフォーム**、泥棒の侵入を防ぐための
防犯リフォームについても検討しましょう!

リフォームを支援する各種制度もご活用ください。

耐震診断・設計・ 改修補助制度

昭和56年以前に建てられた木造住宅であれば、耐震診断・設計・改修について、
補助を受けることができます。対象住宅や補助内容は、お住まいの市町村や建築条件
によって異なりますので、詳しくは市町村の担当窓口へお問い合わせください。

介護保険法に基づく 住宅改修費の支給

要介護及び要支援の認定を受けた方を対象に、手すりの取付けや段差の解消など
6項目の改修工事に対して、20万円を限度として、要した費用の9割が支給されます。
工事着工前に事前申請をする必要がありますので、まずは市(区)町村の担当窓口
へお問い合わせください。

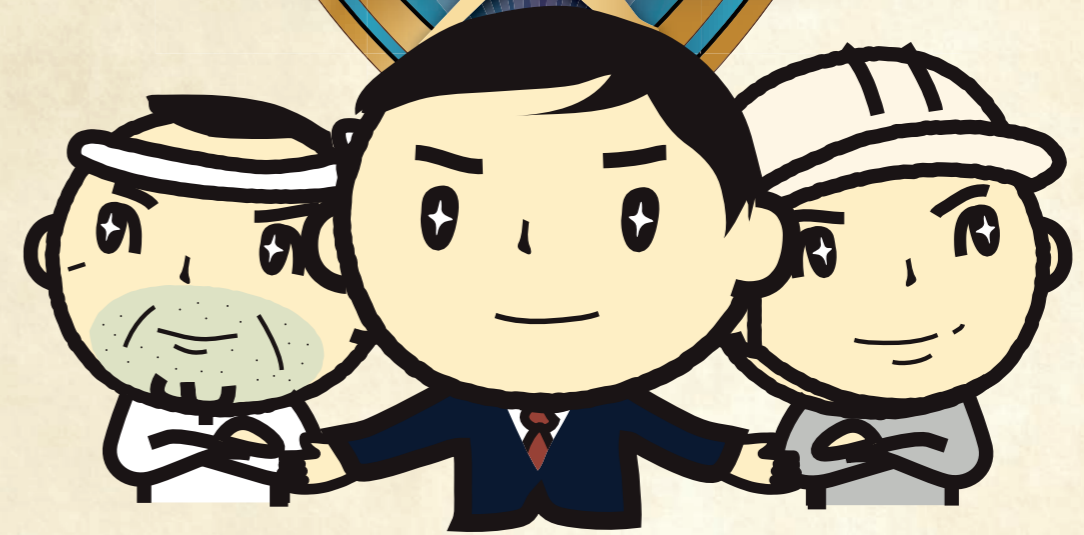
リフォームの 減税制度

耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修などの適用要件を満たす改修工事を行った
場合であれば、所得税の控除や固定資産税の減免を受けることができます。所得税
の控除についてはお住まいの地域を管轄する税務署へ、固定資産税の減免について
は、物件所在の市区町村へお問い合わせください。

その他の補助制度

- 住んでいる地域・住んでみたい地域のリフォーム支援制度について調べたいなら、
地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度検索サイト
<http://www.j-reform.com/reform-support/>
- 性能向上リフォームに関する補助制度なら、長期優良住宅化リフォーム推進事業
http://www.kenken.go.jp/chouki_r/
- 民間賃貸住宅や空家を住宅確保要配慮者向け住宅に改修するなら、
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 <https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>

もう迷わない、リフォーム事業者さん選び。



大阪府住宅リフォームマイスター制度

『大阪府住宅リフォームマイスター制度』とは…

安心して住宅リフォームが行えるよう、大阪府が指定した
非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たした
事業者「マイスター事業者」の情報を提供、ご紹介する制度です。

◆マイスター制度ご利用のご注意◆

- 必ずマイスター登録団体を通じてマイスター事業者の紹介を受けてください。
- 契約の際には内容をよく確認し、自ら責任をもっておこなしましょう。
- この制度は、一定の基準を満たす事業者の情報提供を行うものであり、事業者と締結される契約内容等を保障するものではありません。

制度に関する
お問い合わせ先

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ

TEL : 06-6210-9717 FAX : 06-6210-9714

大阪府住宅リフォームマイスター制度 HP : <https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/meister/>

大阪府 マイスター で検索

大阪府住宅リフォームマイスター制度推進協議会



大阪府住宅リフォームマイスター制度 3つの安心ポイント!

1 設計や施工だけでなく、リフォームに関する様々な疑問も無料で相談できる。だから「安心」!

- 大阪府が指定する住宅や建築に関する非営利団体であるマイスター登録団体が、リフォーム事業者の紹介依頼、リフォームのご相談・ご質問を受け付けます。
- マイスター登録団体は、設計や施工のことに限らず、リフォームに関する様々な疑問や質問に、**無料でお応えしています。**

2 ご紹介するリフォーム事業者は全て、大阪府の基準を満たした『マイスター事業者』。だから「安心」!

- ご紹介するマイスター事業者は、大阪府が定めた次の基準を満たして登録された「**信頼性の高いリフォーム事業者**」です。

①リフォーム瑕疵保険への登録(施工業者のみ)、②自主行動基準*の公示、③研修の受講など

※自主行動基準とは…

事業者または団体が、消費者への対応に関し自らが守るべき基準を定めたものです。マイスター事業者は、自主行動基準で主に右記の事柄をお約束しています。

- ①消費者の満足向上のためにアドバイスや丁寧な説明に努めます。
- ②契約の際はわかりやすい書面で丁寧に説明します。
- ③工事中の安全の確保、近隣への配慮に努めます。
- ④個人情報の保護に努めます。
- ⑤技術・技能の研鑽に努めます。等

3 施工を行う全ての『マイスター事業者』がリフォーム瑕疵保険に対応可能。だから「安心」!

- リフォーム瑕疵保険とは、リフォーム時の検査と保証がセットになった保険です。
- リフォーム工事をした部分に瑕疵があった場合、**補修費用等が保険金としてリフォーム事業者を支払われます。**施工したリフォーム事業者が倒産した場合は、発注者に保険金が支払われるので安心です。
(保険への加入を希望する場合は、マイスター事業者へ加入を依頼してください。)

悪質リフォームにご注意を!



訪問販売の業者から、壁にひび割れがあるから今すぐ改修が必要と言われたけど、本当に必要なのかな?

訪問販売で、消費者に十分判断の時間を与えず、契約を迫る事業者もいます。そんな時でも、迷ったらお気軽にマイスター登録団体にご相談ください。



住宅リフォームマイスター制度を活用してリフォーム!

1 リフォームしたい内容を整理しよう!

まず「どこをリフォームするのか?」「なぜリフォームするのか?」「予算はどれくらいなのか?」など、できるだけ具体的にリフォーム内容を整理します。

2 マイスター登録団体を選ぼう!

整理した内容に合わせて、大阪府のホームページや府や市町村の窓口などで名簿を確認。各マイスター登録団体の特徴を参考に、マイスター登録団体を選びます。

※ホームページではお住まいの地域や団体の得意分野から探すことができます。

3 マイスター登録団体に相談してみよう!

整理したリフォーム内容をできるだけ詳しくマイスター登録団体に伝えて、希望に適したマイスター事業者(リフォーム事業者)を紹介してもらいます。紹介料はかかりません。

4 マイスター事業者と打合せしよう!

紹介してもらったマイスター事業者と、リフォーム内容について打合せをしましょう。分からないことは、契約するまでに必ず納得するまで確認しましょう。この時、リフォーム瑕疵保険の利用も検討しましょう!

5 納得した上で、マイスター事業者と契約しよう!

契約書にサインする前に、契約の内容、金額などをきちんと再確認すること!全てに納得した上で、契約を結びましょう。

6 リフォームを実施して、快適な住まいに!



リフォームしたい方

相 ↓ 談!



マイスター登録団体

紹 ↓ 介!



マイスター事業者

よくある質問

- Q リフォーム工事をお願いしたいが、近くのマイスター事業者にお願いできますか?
A 可能です。マイスター登録団体へ相談し、お近くのマイスター事業者の紹介を受けてください。
- Q 直接マイスター事業者に連絡をとりたいんだけど?
A この制度は、マイスター登録団体が事前相談に応じることで、リフォームへの信頼感、満足度を高めるものです。まずマイスター登録団体に問い合わせてください。

大阪府住宅リフォームマイスター制度登録団体一覧

本制度はマイスター登録団体を通じ、マイスター事業者を紹介する制度です。
団体の詳細については、大阪府ホームページまたはマイスター登録団体ホームページをご覧ください。

※番号に★がついている団体は運営委員会参加団体です。

一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会近畿支部 (ジェルコ)	住所	〒532-0002 大阪市淀川区東三国1-24-9 (事務局)	① ★
	電話番号	06-6335-7599 (9:00~18:00)	
一般社団法人 住宅長期支援センター	住所	〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目7-4 MF天満橋ビル5階	② ★
	電話番号	06-6941-8336 (10:00~16:00 平日のみ)	
NPO法人 『人・家・街 安全支援機構』 略称 <LSO>	住所	〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-5 横山ビル8階	③ ★
	電話番号	06-6456-1010 (9:00~18:00 日・祝日除く)	
NPO法人 信頼できる工務店選び相談所・ 求められる工務店会 (求工会)	住所	〒569-0053 高槻市春日町15番18号	④ ★
	電話番号	0120-46-5578 (9:00~17:00 平日のみ)	
近畿外壁仕上業協同組合 (KGS)	住所	〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-12東新ビル802号室	⑤ ★
	電話番号	06-6533-0768 (10:00~16:00 平日のみ)	
NPO法人 社の極 (やしらのきわみ)	住所	〒530-0024 大阪市北区山崎町2-1-401	⑥ ★
	電話番号	06-4300-3539 (10:00~18:00 平日のみ)	
日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 (木耐協)	住所	〒532-0011 大阪市淀川区西中島4-3-21 NLCセントラルビル5F	⑦
	電話番号	0120-816-750 (9:00~18:00 平日のみ)	
NPO法人 大阪府住宅設備協会	住所	〒535-0013 大阪市旭区森小路2-1-1サンコー第1ビル301号	⑧
	電話番号	06-6954-9360 (9:00~17:00)	
NPO法人 福祉医療建築の連携による住居改善研究会	住所	〒541-0046 大阪市中央区平野町1-2-3	⑨
	電話番号	06-6231-1277 (10:00~18:00 平日のみ)	
一般社団法人 大阪府木材連合会	住所	〒559-0025 大阪市住之江区平林南1-1-8	⑩
	電話番号	06-6685-3101 (9:00~17:00 平日のみ)	
NPO法人 大阪建設安全技能センター	住所	〒556-0015 大阪市浪速区敷津西2-7-17	⑪
	電話番号	06-6632-2877 (9:00~17:30 平日のみ)	
大阪屋根工事業協同組合	住所	〒552-0011 大阪市港区南市岡1丁目11-19	⑫
	電話番号	06-6585-1123 (10:00~17:00 日・祝日除く)	
大阪府中小建設業協同組合 (建設コープおおさか)	住所	〒550-0012 大阪市西区立売堀1丁目8-9	⑬
	電話番号	06-6533-1675 (9:00~17:00 平日のみ)	
NPO法人 八尾すまいまちづくり研究会	住所	〒581-0091 八尾市南植松町1-23-5	⑭
	電話番号	072-991-8480 (9:00~17:00 平日のみ)	
一般社団法人 大阪耐震構造研究協会	住所	〒581-0015 八尾市刑部4丁目312番地	⑮
	電話番号	072-997-1882 (9:00~17:00 平日のみ)	
一般社団法人 関西住宅産業協会	住所	〒541-0048 大阪市中央区瓦町4丁目4-8	⑯
	電話番号	06-4963-3669 (10:00~16:00 平日のみ)	

令和5年4月